

相続税の納税義務

息子の A さん

父が建物と土地を所有しているのですが、将来相続が生じた時に相続税がかかるかどうか心配です。



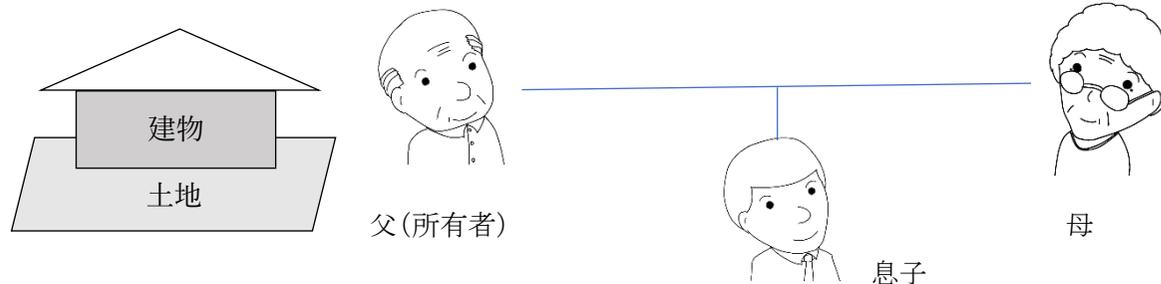
なるほど。相続税法上の評価額についてですが、土地はどのように評価するのでしょうか。

それでは、建物の方はどのように評価するのでしょうか。

ほかにも、父には少しですが預金があるのですが、そうすると相続税の申告義務があるのでしょうか。

相談役の O 氏

まずは、相続税では基礎控除額がいくらになるかが重要です。例として、次のような家族構成を想定します。



相続税の基礎控除額

$$30,000,000 + 6,000,000 \times \text{相続人の人数}$$

上に示した例の場合、父の相続が発生したときは、母と息子の2人が相続人となりますので

$$30,000,000 + 6,000,000 \times 2 \text{人} = \underline{42,000,000 \text{円}}$$

が基礎控除額となり、この金額以内の評価額の相続財産は相続税が課されません。

目安としては、路線価がある場合、国税庁ホームページから路線価を探し出して、それに面積を乗じることで計算することができます。例えば路線価が200,000円、土地の面積が200㎡の場合、目安としての評価額は
 $200,000 \text{円} \times 200 \text{㎡} = \underline{40,000,000 \text{円}}$ となります。

建物の評価額は、基本的に**固定資産税評価額と同額**になるため、固定資産税の通知書に記載されている建物の評価額で確認することができます。

土地、建物、預金、その他の相続財産の合計額から葬式費用や債務などの控除額を差し引いた金額が、基礎控除額を超えている場合には、相続税の納税義務が生じることとなります。

ただし、**土地の評価で減額ができる**場合や、**小規模宅地の特例の適用**がある場合もありますので、一概に相続税が発生するというわけではありません。